

お知らせ**消費税法の改正について**

消費税法の一部が改正され、平成16年4月1日から適用されることになっております。今回の改正では、事業者免税点制度の適用上限の引き下げ、簡易課税制度の適用上限の引き下げ、総額表示の義務付けなど多くの事業者に関係する改正が行われております。

—医業経営・福利厚生部—

【事業者免税点の引き下げ】

納税義務が免除される基準期間（注1を参照）における課税売上高の上限が1,000万円（現行3,000万円）に引き下げられます。

（注1）基準期間とは、個人事業者についてはその年の前々年をいい、事業年度が1年である法人についてはその事業年度の前々事業年度をいいます。したがって、個人事業者の平成17年分の基準期間は平成15年分、事業年度が1年である法人の平成17年3月末決算分の基準期間は平成15年3月末決算分となります。

1 適用関係

この改正は、平成16年4月1日以後開始する課税期間から適用されます。したがって、個人事業者は平成17年分から、事業年度が1年である法人については平成17年3月末決算分から適用されます。

2 ポイント

(1) 基準期間における課税売上高が1,000万円を超えることとなった場合には、「消費税課税事業者届出書」を速やかに納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。

(2) 平成16年4月1日以後最初に開始する課税期間が課税事業者となる場合で、直前の課税期間において納税義務が免除されていた事業者が、平成16年4月1日以後最初に開始する課税期間から簡易課税制度（注2を参照）の適用を受けようとする場合には、その課税期間中に「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出すれば、簡易課税制度の適用を受けることができます。

（注2）簡易課税制度とは、その課税期間における課税標準額に対する消費税額を基にして、仕入控除税額を計算する制度であり、具体的に

は、その課税期間における課税標準額に対する消費税額に、みなし仕入率（第五種事業（サービス業等）50%）を掛けて計算した金額が仕入控除税額とみなされます。

【簡易課税制度の適用上限の引き下げ】

簡易課税制度を適用することができる基準期間における課税売上高の上限が5,000万円（現行2億円）に引き下げられます。

1 適用関係

この改正は、平成16年4月1日以後開始する課税期間から適用されます。したがって、個人事業者は平成17年分から、事業年度が1年である法人については平成17年3月末決算分から適用されます。

2 ポイント

(1) その課税期間の基準期間における課税売上高が5,000万円以下の事業者が、簡易課税制度の適用を受けようとする場合には、その課税期間の開始の日の前日までに所轄税務署長に「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出する必要があります。

【総額表示の義務付け】**1 適用関係**

この改正は、平成16年4月1日から適用されます。

2 ポイント

(1) 総額表示とは、消費税額を含む支払総額の表示を言い、「消費税額」や「税抜価格」をカッコで表示しても差し支えありません。

※くわしくは、貴院の関与税理士にご相談下さい。